

供給チェーン整備で行動計画

英国政府と産業界が共同策定

英国政府は六日、原子力発電が今後、同国のエネルギー供給保証および経済成長の牽引に一層大きな役割を担うとの認識から、国内の原子力供給チェーンの国際的な競争力を高めると共に供給準備を整えるための三十項目とその実施主体、および実施時期を記した「行動計画」を発表した。英原子力産業界協会(NIA)との連携により十月末に創設した「原子力産業界協議会(NIC)」を中心に同行動計画を実行に移し、国内の原子力新設計画の準備体制を改善するだけでなく、原子力輸出を見据えた戦略的構築を目指すなど、同国の原子力産業界は本格的な再生に向けて動き出す。

「原子力供給チェーン」(省(BIS)の大臣が行った行動計画)は政府が原子力産業界と協力して策定。その発表は担当省であるエネルギー気候変動省(DEC)とビジネス省(DEC)とビジネス・イノベーション技能

英国の機器製造研究センター 年代以降、同国では大型機器の製造能力を含めた技術力や優秀な技術者の供給チェーンが弱体化して来、英国では既存原子力炉をリプレースするため、さし当たり二〇二五年までに五サイトで千六百万kWの原子力炉新設に向けて、AMRCを千五百万ポンドの着々と準備を重ねている。新規原子力炉の発注が途絶えた一九九〇

運転期間を七年延長へ

英国二サイトのガス冷却原発

英国の稼働中原発十六基のうち、十五基までを所有するEDFエナジー社は四日、古いガス炉であるヒンクリーポイント

二基、各六十四・四万kW、両原発の合計四基について運転期間を七年延長し、少なくとも二〇二三年まで運転すると発表した。国内で多くの原子炉が高経年化するなか、原子力産業界にお



70年代後半に運開したヒンクリーポイントB

ける専門的スキルや雇用の保持が目的。同社がヒンクリーポイントC発電所として進めている第三世代プラスの欧州加圧水型炉(EPR)二基の新設計画に何ら変更がない点を強調している。この判断は二〇一〇年にハイシャム1号機およびハートルプール原子力発電所の運転寿命を五年延長したのに続くもの。英国では運転期間に法的規定がなく、十年毎に英国原子力規制庁(ONR)が実施する大がかりな定期安全審査(PSR)で経年劣化の評価を行う。

原子力開発企業やメーカーおよび事業者がこれらを提供する最も重要な立場を得ることになる。このため、行動計画における主な項目としては次のものを挙げている。

①NICの第一回会合を来年第一・四半期にも開催し、原子力の新設準備を改善するための共同行動や課題を特定するための、主要企業の補助部門や作業部会を設置する③中小企業が原子力供給チェーンの大型入札に参

加可能となるよう、「先進原子力機器製造研究センター(NAMRC)」の助言を探り入れる④関連技術者から技術者を引き込んだり、既存の技術者を配置転換するなど、新たな人材を呼び込んで重要技術者の不足問題に取り組み⑤市場の優先事項と調整した原子力輸出戦略を策定し、英国の原子力産業界が輸出の機会や知識を得られるようキャンペーンを実施する。

なお同日、政府は原子力デコミッションング機構(NDIA)が管理するセラフィールド原子力サイトで新たに五百名の技術者を募集するキャンペーンを開始した。供給チェーンの再構築を図ると同時に、原子力炉の運転保守スタッフやエンジニア、プロジェクト管理者および事務管理業務を担う人材を育成するのが目的で、実習生や学部卒業生、訓練生のみならず元軍人なども対象にする方針だ。

洪水リスク再評価を助言

米規制委が福島後の対応で

米原子力規制委員会(NRC)は原子力発電施設の新設や運転など各種の認可を受けた事業者や申請者に対し、洪水リスクを再評価するよう助言

を再評価するよう助言する「暫定スタッフ・ガイダンス(ISG)」の最終版を七日付けの連邦官報に掲載した。福島事故を受けた対応の一つで、三月に事業者宛ての「報告要求文書」に記した勧告に従い、サイト毎に外部からの洪水による包括的なリスク分析の更新を促す内容だが、その使用については事業者の自発的意志に委ねられている。

福島事故後、NRCの「短期タスクフォース(NTTF)」は現行の規制と手順の中で改善が必要と思われる部分を特定するため、系統的かつ組織的な審査を実施。二〇一一年七月に包括的な勧告文書一式をとりまとめ、その後、NRCスタッフが同文書に改善を加

え、それらの勧告項目を速やかに実行に移すための優先行動に関する報告書を同年九月と十月に策定。NRC委員および議会によるこれらの承認と指示を経て、NRCは勧告行動の一つとされている事業者への報告要求文書を今年三月十二日付けで発行していた。

それによると、NRCは発電所サイト毎に最新の洪水リスク情報と規制上の方法論を用いて外部

からの洪水の危険性を再評価するよう要求。これと同時に、サイト毎の潜在的な洪水メカニズムで再評価した設計ベースでの危険性を比較するよう事業者に求めている。

仮に、あるサイトで再評価した危険性が既存の設計ベースで抑制できない場合、事業者は包括的な評価の実施を要求される。ここでは、物理的バリアや暫定的な防護策および運転手順といった複数の多様な能力を考慮に入れて、洪水の危険性に対する発電所全体の対応を評価。事業者によるこうした対応の審査を通じて、NRCでは洪水に

対して追加の防護策を取る規制活動が必要か否かを判断することになる。こうした内容のISG案文は今年九月から十一月にかけて複数の公聴会にかけられており、NRCは七分野では得られたコメント約六十件について議論。今回の最終版を公表したとしている。

ENELは二〇〇七年

十一月、FLSから二・五%の発電電力を得るとともに、EDFによる後続のEPRプロジェクト

導入計画を周知 諸国に説明

ポーランド

ポーランドの経済省は十一月二十九日、同国が進めている原子力導入計画に伴い、建設サイトや廃棄物の管理方法など、周辺諸国が抱えている疑問等に答える協議が一通り終了したと発表した。これは、「環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセス」に関する条約や、越境環境影響評価に関する情報の早期収集を促進する「エスポール」などに基づく措置。同国は二〇一〇年以降に二サイトで合計六百万kWの原子力発電設備の完成を計画している。経済省が環境防護総局との協力により周辺諸国への説明協議を実施した国は、原子力に懐疑的なオーストリア、デンマーク、ドイツのほかに、チェコスロバキア、バルト三国、スウェーデン、フィンランドの十か国に及ぶ。

仏電力とのEPR協力を解消

伊電力公社

イタリヤ電力公社(ENEL)は四日、仏国初の欧州加圧水型炉(EPR)として進められているフランマンビル3号機(FLM3)建設プロジェクトからの撤退を含め、仏電力(EDF)とのEPR協力を終了させる旨を同社に通知した。二〇一二年に運転開始が予定されていた同プロジェクトの遅れと予算の超過に加え、国内電力需要の大幅な落ち込みを理由に挙げている。ENELは二〇〇七年

十一月、FLSから二・五%の発電電力を得るとともに、EDFによる後続のEPRプロジェクト

十一月、FLSから二・五%の発電電力を得るとともに、EDFによる後続のEPRプロジェクト

十一月、FLSから二・五%の発電電力を得るとともに、EDFによる後続のEPRプロジェクト

十一月、FLSから二・五%の発電電力を得るとともに、EDFによる後続のEPRプロジェクト

十一月、FLSから二・五%の発電電力を得るとともに、EDFによる後続のEPRプロジェクト



米国務長官

オハマ政権は後押しするとの考えを表明した。契約総額百億規模と噂される同入札では、今年十月に仏アレバ社が「法的要件を満たしていない」として除外されて以降、ロシアとチェコの訪問し、同国のメリン原子力発電所3、4号機完成計画について、東芝傘下でも米国に本拠地を置くウエストングハウズ(WH)社が受注するよう

企業連合、およびWH社による一騎打ちの様相を呈しており、チェコ電力は来年後半にも最終判断を下す予定だ。

チェコのR・カレル外務大臣と会見した後の声明で、クリントン長官はエネルギー分野における両国の協力促進を期待すると明言。同計画への投資がどれほど長期的で戦略的だとしても、チェコ国民に

り終了したと発表した。これは、「環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセス」に関する条約や、越境環境影響評価に関する情報の早期収集を促進する「エスポール」などに基づく措置。同国は二〇一〇年以降に二サイトで合計六百万kWの原子力発電設備の完成を計画している。経済省が環境防護総局との協力により周辺諸国への説明協議を実施した国は、原子力に懐疑的なオーストリア、デンマーク、ドイツのほかに、チェコスロバキア、バルト三国、スウェーデン、フィンランドの十か国に及ぶ。